

議案第91号

みやき町空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例 について

みやき町空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5年12月 5日提出

みやき町長 岡 豪

提案理由

この議案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が公布されたことを踏まえ、みやき町空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものである。

みやき町空家等の適切な管理に関する条例

みやき町空き家等の適正管理に関する条例(平成 24 年みやき町条例第 15 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災の未然防止並びに生活環境の保全を図り、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第 2 条第 1 項に規定する空家等であって、本町の区域内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であって、本町の区域内に所在するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 法第 13 条第 1 項に規定する管理不全空家等であって、本町の区域内に所在するものをいう。
- (4) 所有者等 法第 5 条に規定する所有者等をいう。
- (5) 町民等 町内に居住し、滞在し、勤務し、又は通学する者及び町内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。

(所有者等の責務)

第 3 条 所有者等は、法第 5 条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めなければならない。

- 2 所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるものとする。
- 3 所有者等は、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(町民等の役割)

第 4 条 町民等は、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 町民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに町に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の責務)

第 5 条 町は、法第 4 条第 1 項の規定に基づき、空家等の適切な管理の促進のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。

- 2 町は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 町は、法第 12 条の規定に基づき、所有者等が行う空家等の適切な管理について必要な情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 4 町は、法第 15 条の規定に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第6条 町長は、法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による調査のほか、空家等に
関し、この条例の施行のために必要な調査（以下「立入調査等」という。）を行
うことができる。

- 2 町長は、前項の規定により職員又は委任した者に立入調査等をさせようと
するときは、法第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき行うものとする。

(管理不全空家等に対する措置)

第7条 町長が管理不全空家等の所有者等に対し行う指導及び勧告については、
法第 13 条に定めるところによる。

- 2 町長は、前項の規定による指導又は勧告を行うときは、必要に応じ、みやき
町空家等対策協議会条例（平成 29 年みやき町条例第 16 号）で定めるみやき
町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）に意見を聞くことができる。

(特定空家等に対する措置)

第8条 町長が特定空家等の所有者等に対し行う助言、指導、勧告、命令及び代
執行については、法第 22 条に定めるところによる。

- 2 町長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、協議会に意見
を聞くことができる。

(関係機関等との連携)

第9条 町長は、空家等に関し必要があると認めるときは、町の区域を管轄する
警察その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、協力を要請す
ることができる。この場合において、町長は、関係機関等に対し、必要な情報
を提供することができる。

(緊急安全措置)

第10条 町長は、特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周
辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認める場合
は、法第 22 条第 11 項の規定により、これを避けるために必要な最小限度の
措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講ずることができる。

- 2 町長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該特定空家等の所有者等に
対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、所有者等を確
知することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるとき

は、この限りでない。

- 3 町長は、緊急安全措置を講じたときは、法第 22 条第 12 項の規定によりその費用を所有者等から徴収することができる。
- 4 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を協議会に報告するものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
みやき町空き家等の適正管理に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、 <u>空き家等の適正な管理</u> に關し必要な事項 _____を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災の未然防止並びに生活環境の保全を図り、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>空き家等</u> 町内に所在する建物その他の工作物で常時使用されていない状態にあるもの及びその敷地をいう。 (2) <u>危険な状態</u> 空き家等が、次のいずれかの状態にあるものをいう。 ア <u>老朽化又は台風等の自然災害</u> によって、建物その他の工作物が倒壊し、又は建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散することにより、人の生命、身体又は財産に害を及ぼすおそれのある状態 イ <u>不特定の者の侵入</u> により、犯罪又は火災を誘発するおそれのある状態 ウ <u>樹木等の繁茂又は害虫等の発生</u> により、生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態 新設 (3) <u>所有者等</u> 町内に所在する建物その他の工作物又はその敷地を所有し、占有し、又は管理すべき者をいう。 (4) <u>町民</u> 町内に住所を有する者及び町内に勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。 (所有者等の責務) 第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が危険な状態にならないよう自らの責任において適正に管理しなければならない。	みやき町空き家等の適切な管理に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、 <u>空き家等対策の推進</u> に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き等の適切な管理に關し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災の未然防止並びに生活環境の保全を図り、もって町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>空き家等</u> 法第2条第1項に規定する空き家等であって、本町の区域内に所在するものをいう。 (2) <u>特定空き家等</u> 法第2条第2項に規定する特定空き家等であって、本町の区域内に所在するものをいう。 削除 削除 (3) <u>管理不全空き家等</u> 法第13条第1項に規定する管理不全空き家等であって、本町の区域内に所在するものをいう。 (4) <u>所有者等</u> 法第5条に規定する所有者等をいう。 (5) <u>町民等</u> 町内に居住し、滞在し、勤務し、又は通学する者及び町内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。 (所有者等の責務) 第3条 所有者等は、法第5条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めなければならない。 2 所有者等は、空き家等を有効に活用するよう努めるものとする。

改 正 前	改 正 後
<p>(情報提供)</p> <p>第4条 町民は、空き家等が危険な状態にあると認めるときは、速やかに町に対し、当該情報を提供するものとする。</p>	<p>3 所有者等は、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。 <u>(町民等の役割)</u></p> <p>第4条 町民等は、町が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>新設</p>	<p>2 町民等は、適切な管理が行われていない空家等を発見したときは、速やかに町に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。 <u>(町の責務)</u></p> <p>第5条 町は、法第4条第1項の規定に基づき、空家等の適切な管理の促進のために必要な施策の策定及び実施に努めなければならない。</p> <p>2 町は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>3 町は、法第12条の規定に基づき、所有者等が行う空家等の適切な管理について必要な情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 町は、法第15条の規定に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(実態調査)</p> <p>第5条 町長は、前条の規定による情報提供を受けたとき、又は空き家等が危険な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等及びその所在、危険な状態の程度等を調査することができる。</p> <p>(立入調査)</p> <p>第6条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に空き家等に立ち入らせ、調査させる ことができる。</p> <p>2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>新設</p>	<p>削除</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第6条 町長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、空家等に関し、この条例の施行のために必要な調査（以下「立入調査等」という。）を行うことができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により職員又は委任した者に立入調査等をさせようとするときは、法第9条第3項及び第4項の規定に基づき行うものとする。 <u>(管理不全空家等に対する措置)</u></p> <p>第7条 町長が管理不全空家等の所有者等に対し行う指導及び勧告については、法第13条に定めるとところによる。</p> <p>2 町長は、前項の規定による指導又は勧告を行うときは、必要に応じ、みやき町空家等対策協議会条例（平成29年みやき町条例第16</p>

改 正 前	改 正 後
<p>に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 町長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(代執行)</p> <p>第 13 条 町長は、第 11 条の規定による命令を受けた空き家等の所有者等が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより代執行を行うことができる。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第 14 条 町長は、_____必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置_____を要請することができる。_____</p> <p>新設</p> <p>(委任)</p> <p>第 15 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。</p>	<p>削除</p> <p>削除</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第 9 条 町長は、空家等に關し必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察 その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、協力を要請することができる。この場合において、町長は、関係機関等に対し、必要な情報を提供することができる。</p> <p>(緊急安全措置)</p> <p>第 10 条 町長は、特定空家等に關し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認める場合は、法第 22 条第 11 項の規定により、これを避けるために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講ずることができる。</p> <p>2 町長は、前項の緊急安全措置を講じたときは、当該特定空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 町長は、緊急安全措置を講じたときは、法第 22 条第 12 項の規定によりその費用を所有者等から徴収することができる。</p> <p>4 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を協議会に報告するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第 11 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>